

# 長野県報

11月30日(木)  
令和5年  
(2023年)  
第462号

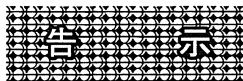
## 目次

### 告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	1
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課).....	1
保安林の指定施業要件の変更予定(7件)(森林づくり推進課).....	2
公共測量の実施(4件)(建設政策課).....	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課).....	6
文化財保護条例に基づく長野県宝の指定(文化財・生涯学習課).....	7

### 公告

土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課).....	8
土地改良区連合の定款変更の認可(農地整備課).....	8
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	8
長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰(教育政策課).....	9
特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水課).....	10
特定調達契約に係る落札者の決定(東北信運転免許課).....	12



### 長野県告示第614号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
長野寿光会上山田病院	千曲市上山田温泉三丁目34番地3号	令和8年12月1日

医療政策課

### 長野県告示第615号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 施行者の名称  
飯綱町
- 都市計画事業の種類及び名称  
飯綱都市計画下水道事業 飯綱町特定環境保全公共下水道
- 事業施行期間  
平成6年12月9日から  
令和11年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

## 長野県告示第616号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飯田市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
飯田市（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第617号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
駒ヶ根市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第618号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第619号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南佐久郡川上村（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第620号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡下條村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、下條村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第621号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東筑摩郡朝日村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、朝日村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第622号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東筑摩郡朝日村（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
朝日村（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第623号**

中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量 基準点測量、水準測量、現地測量
- 2 作業期間  
令和5年10月31日から令和5年12月26日まで
- 3 作業地域  
飯田市

建設政策課

**長野県告示第624号**

長野県南信州地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間  
承認の日から令和6年3月11日まで
- 3 作業地域  
下伊那郡阿南町

建設政策課

**長野県告示第625号**

長野県南信州地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間  
承認の日から令和6年3月18日まで
- 3 作業地域  
下伊那郡阿南町

建設政策課

**長野県告示第626号**

長野県北アルプス地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量 令和5年度経営体育成基盤整備事業会染西部地区確定測量業務（地籍測量）
- 2 作業期間  
令和5年11月27日から令和6年3月11日まで
- 3 作業地域  
北安曇郡池田町、北安曇郡松川村

建設政策課

**長野県上田建設事務所告示第7号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年12月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年11月30日

長野県上田建設事務所長 中島 俊一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 406号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市菅平高原字菅平1223番の628地先から 上田市菅平高原字菅平1223番の604地先まで	旧	8.5～49.0 m	0.6229 km
		10.0～54.0	0.2370
同 上	新	10.0～18.0	0.2370

道路管理課

**長野県松本建設事務所告示第8号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年12月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年11月30日

長野県松本建設事務所長 太田 茂登

- 1 道路の種類 一般国道  
2 路線名 158号  
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市波田字石原1380番の2地先から 松本市波田字和田神林堰1939番の109地先まで	旧	m 0.0～67.8	km 1.3270
同 上	新	0.0～84.6	1.3270

道路管理課

## 長野県千曲建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年12月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年11月30日

長野県千曲建設事務所長 倉田 雅史

- 1 (1) 道路の種類 一般国道  
(2) 路線名 403号  
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字八幡字大子896番の4地先から 千曲市大字八幡字大子926番の2地先まで	旧	m 14.8～30.2	km 0.1020
同 上	新	12.6～30.2	0.1020

- 2 (1) 道路の種類 県道  
(2) 路線名 姨捨停車場線  
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字八幡字大子924番の1地先から 千曲市大字八幡字大子894番の6地先まで	旧	m 14.8～30.2	km 0.1020
同 上	新	12.6～30.2	0.1020

道路管理課

## 長野県教育委員会告示第10号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定します。

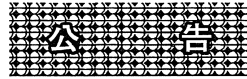
令和5年11月30日

長野県教育委員会

長野県宝に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の名称
山の神遺跡出土品	45点	大町市大町4700番地 (大町市文化財センター)	大町市

文化財・生涯学習課



公告

令和5年11月7日、上田市榊網土地改良区の定款変更を認可しました。  
令和5年11月30日

長野県上田地域振興局長 柳 沢 由 里

農地整備課

公告

令和5年11月7日、上田市二ヶ村堰土地改良区の定款変更を認可しました。  
令和5年11月30日

長野県上田地域振興局長 柳 沢 由 里

農地整備課

公告

令和5年11月7日、上田農水土地改良区連合の定款変更を認可しました。  
令和5年11月30日

長野県上田地域振興局長 柳 沢 由 里

農地整備課

公告

松本市寿土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。  
令和5年11月30日

長野県松本地域振興局長 宮 島 克 夫

監 事

退 任

氏 名 住 所  
御子柴 宏 松本市寿北3丁目8番15号

農地整備課